

河川基金管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人河川財団（以下「この法人」という。）定款第6条第4項に基づき、河川基金（以下「基金」という。）の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(基金の構成)

第2条 基金は、この法人の定款第6条第2項の規定に従い、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) この法人が公益財団法人への移行の登記をした日の前日の財産目録に河川整備基金として記載された財産
- (2) 基金とすることを指定されて寄付された財産
- (3) 理事会で河川基金に繰り入れることを決議した財産

第2章 基金の造成

(寄付の手続き)

第3条 募金趣意書は、理事会の承認を得て定めるものとする。

- 2 基金への寄付の受け入れは、様式第1号による寄付申込書により行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事長が必要と認めるときは、理事会の承認を得て、同項に規定する以外の方法により、寄付金を受け入れることができる。

(寄付台帳の整備)

第4条 理事長は、様式第2号の寄付台帳を整備するものとする。

第3章 基金の管理

(管理の方法)

第5条 理事長は、次に掲げる各号のいずれかの方法により基金を管理運用するものとする。

- (1) 円建て預貯金（信用金庫への出資金を含む）
- (2) 元本保証の円建て金銭信託

- (3) 日本国債
- (4) 円建て債券

(運用益の使途)

第6条 基金に係る運用益は、次の各号に掲げる費用に充てるものとする。

- (1) 河川に関する調査・研究に対する助成
- (2) 河川に関する環境整備に対する助成
- (3) 河川教育その他の河川への理解を深めるための活動に対する助成
- (4) 河川に関する調査・研究及び環境整備並びに河川への理解を深めるための活動でこの法人が行うものに要する経費の一部の支弁
- (5) その他の前各号に掲げる事業に付帯する事業
- (6) この法人の管理運営費用

(基金の管理)

第7条 基金の一部を処分しようとするとき及び基金から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

(細則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成25年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成27年10月1日から適用する。

附則

この規程は、平成28年6月30日から適用する。